

水道法改正について

1 「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」について

厚生労働省は、日本の水道を持続していくために、水道事業の基盤強化及び水道施設の更新・強靱化の促進方策並びに指定給水装置工事事業者制度の課題解決に向けた対応策に係る専門的事項について検討することを目的として、厚生科学審議会生活環境水道部会に、「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」を設置しました。

(1) 検討事項

- 今後の水道事業のあり方
- 水道事業の基盤強化に向けた対応策
- 水道施設の更新・強靱化の促進策
- 指定給水装置工事事業者制度の課題解決に向けた対応策
- その他水道事業の維持・向上に関連する事項

(2) 開催経過

平成 28 年 3 月から 28 年 11 月までの全 9 回開催し、上記事項について検討されました。

2 「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」報告書について

平成 28 年 11 月 22 日に、「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」が取りまとめられました。

(1) 報告書の概要

- 水道事業の基盤強化に向けた、国、都道府県、水道事業者の責務の明確化
- 台帳整備や維持・修繕の義務付け
- アセットマネジメントに基づく計画的な施設更新
- 施設更新に必要な資産維持費の水道料金原価への計上・周知徹底
- 水道料金の定期的な検証と必要に応じた見直し
- 更新需要と財政収支見通し試算の公表に関する努力規定
- 広域連携の推進に向けた新たな枠組みの設定や都道府県が協議の場を設置できる規定
- 官民連携のうち、コンセッション方式（公共施設等運営権制度）の法制的な対応と活用時の費用計上の考え方
- 指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入などについて提言されています。

(2) 報告書を踏まえた今後の対応

厚生労働省では、取りまとめられた提言を踏まえ、必要な制度的対応等を行うこととしています。